

「知」の集積による産学連携推進事業のうち  
 バイオエコノミー推進人材活動支援事業  
 審査基準

| 審査の観点        | 審査項目              | 審査の視点   | 審査基準及び加点項目  |
|--------------|-------------------|---|---|
| 必要性<br>(35点) | 活動の目的と内容          | (1)事業の計画は「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム又は設立予定のプラットフォームの成果を活用したもので、オープンイノベーションに合致したものとなっているか (20点)。 | A 十分合致している。<br>B 概ね合致している。<br>C 合致していると言い難い面もあるが、不十分とは認められない。<br>D 部分的に不十分な点があり、その度合いも大きいものとなっている。<br>E 不十分なものとなっている。           |
|              |                   | (2)事業の計画は、バイオエコノミー <sup>(注1)</sup> 社会の実現に繋がること期待できるものとなっているか (10点)。                         | A 非常に期待できるものとなっている。<br>B 十分期待できるものとなっている。<br>C 十分期待できるものとはなっていないが不十分とは認められない。<br>D 部分的に不十分な点があり、その度合いも大きいものとなっている。<br>E 期待できない。 |
|              |                   | (3)事業の計画は、「バイオエコノミー戦略」で示された「バイオコミュニティの形成」に該当しているか <sup>(注2)</sup> (5点)。                     | 該当する場合は、5点を加算する。  |
| 実現性<br>(40点) | 社会実装の実現に向けた取組の妥当性 | (4)商品化・事業化に向けた開発コンセプト等の構築や、プロジェクトチームが創出した成果物の社会実装の推進を行うに当たり必要かつ十分な取組となっているか (20点)。          | A 完全に十分な取組となっている。<br>B 概ね十分な取組となっている。<br>C 十分な取組とはなっていないが、不十分とは認められない。<br>D 部分的に不十分な取組があり、その度合いも大きいものとなっている。<br>E 不十分な取組となっている。 |
|              | 社会実装の影響度 (インパクト)  | (5)研究成果そのものと、その社会実装が実現した時の影響度 (インパクト) が大きなものとなっている (20点)。                                   | A 非常に大きなものとなっている。<br>B 十分大きなものとなっている。<br>C どちらとも言えない。<br>D 小さなものとなっている。<br>E インパクトは期待できない。                                      |

|   |                  |                                    |  |
|---|------------------|------------------------------------|--|
| 効 率 性<br>(20 点)                                     | 事 業 の<br>実 施 体 制 | (6)事業の実施体制は、適切なものとなっているか (10 点)。   | A 完全に十分なものとなっている。<br>B 概ね十分なものとなっている。<br>C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。<br>D 部分的に不十分な点があり、その度合いも大きいものとなっている。<br>E 不十分なものとなっている。 |
|   | 経 費 の<br>配 分 等   | (7)経費の見積は適切なものとなっているか (10 点)。      | A 完全に十分なものとなっている。<br>B 概ね十分なものとなっている。<br>C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。<br>D 部分的に不十分な点があり、その度合いも大きいものとなっている。<br>E 不十分なものとなっている。 |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況 <sup>(注3)</sup><br>(5 点)。 |                  | (8)男女共同参画等への取組は十分なものとなっているか (5 点)。 | ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、※(①～③)の法令に基づく認定を受けているかで判断し、①～③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。該当しない場合は加点なし。                            |

(配点)

- ・各審査項目について、次の5段階で審査を行う。配点は、以下のとおりである。  
20 点の項目：A (20 点)、B (16 点)、C (12 点) D (7 点)、E (0 点)  
10 点の項目：A (10 点)、B (7 点)、C (5 点)、D (3 点)、E (0 点)
- ・(3) 及び (8) については、該当する場合に 5 点の加点を行う。

(注)

注 1： 「バイオエコノミー」とは、バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念のことである。

注 2： (3) の「バイオコミュニティの形成」は、令和 3 年度及び令和 4 年度に選定された、地域バイオコミュニティとグローバルコミュニティに該当する場合のみ加点する。

① 地域バイオコミュニティ

・地域バイオコミュニティ (認定)

令和 3 年度：北海道プライムバイオコミュニティ、鶴岡バイオコミュニティ、長岡バイオコミュニティ、福岡バイオコミュニティ

令和 4 年度：ひろしまバイオ DX コミュニティ、沖縄バイオコミュニティ

・育成バイオコミュニティ (登録)

認定されなかったものの、今後の成長が期待されると判断された場合は、「育成バイオコミュニティ」として登録している。

令和 3 年度：東海バイオコミュニティ

令和 4 年度：群馬グリーン産業創出プラットフォーム

② グローバルバイオコミュニティ（認定）

令和4年度：【東京圏】 Greater Tokyo Biocommunity (GTB)、【関西圏】 バイオコミュニティ関西 (BiocK)

注3： ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（①～③）の法令に基づく認定を代表機関が受けているかで判断し、①～③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

また、共同事業体で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定。

- ・プラチナえるぼし (5点) ※1
- ・えるぼし3段階目 (4点) ※2
- ・えるぼし2段階目 (3点) ※2
- ・えるぼし1段階目 (2点) ※2
- ・行動計画 (1点) ※3

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- ・プラチナくるみん認定企業 (5点)
- ・くるみん認定企業 (R4. 4. 1以降の基準) (3点) ※4
- ・くるみん認定企業 (H29. 4. 1～R4. 3. 31までの基準) (3点) ※5
- ・トライくるみん認定企業 (3点)
- ・くるみん認定企業 (H29. 3. 31までの基準) (2点) ※6

※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準に基づく認定。

※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定。

※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定。

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ・ユースエール認定企業 (4点)